

5 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

(1) 指定障害者支援施設

令和5年度までの各年度における県内の指定障害者支援施設の必要入所定員総数については、入所者のうち地域生活へ移行する人数や今後の定員の見込み等を考慮し、次のとおり設定します。

なお、施設入所支援のサービス見込量については、施設の所在地が県内か県外かを問わず、県内の市町村が支給決定を行う者の数を推計していますが、ここでは、指定権者が障害者総合支援法第38条第1項の規定に基づいて指定する県内の施設の入所定員総数を示しています。また、18歳以上の福祉型障害児入所施設^{*35}入所者（継続入所者）は、除いて設定しています。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必要入所定員総数	4,942人 (5,314人)	4,922人 (5,294人)	4,902人 (5,274人)

※ 県立さがみ緑風園については、入所の実態を踏まえ、定員を令和5年度までに各年度20名ずつ削減することを予定しています。

※ ()内は、18歳以上の福祉型障害児入所施設入所者（継続入所者）を含めた数

(2) 指定障害児入所施設等

令和5年度までの各年度における県内の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数については、継続入所者のうち障害福祉サービス等へ移行する人数や今後の定員の見込み等を考慮し、次のとおり設定します。

なお、ここでは、指定権者が児童福祉法第24条の2第1項の規定に基づいて指定する県内の指定障害児入所施設及び厚生労働大臣が指定する指定発達支援医療機関の入所定員総数を示しています。

また、指定医療型障害児入所施設^{*36}及び指定発達支援医療機関^{*37}の定員総数には、一体的に運営される指定療養介護事業所の定員数を含めています。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必要入所定員総数	1,448人	1,448人	1,448人
うち福祉型	602人	602人	602人
うち医療型及び指定発達支援医療機関	846人	846人	846人